

6-2
120

『戦中』大正、昭和、戦時、戦後

大学設置基準 (案)

第一 趣旨

一 大学は最高の教育機関として、又学術文化の研究機関として重要な使命を担っている。そのために、大学は、その組織、施設、設備、及びその運営に、一定の基準を設け、これに基づいて設置され、充実に運営されるべきである。

二 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

三 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

一 大学は、その設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

二 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

三 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

一 大学は、その設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

二 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

三 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

四 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

五 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

六 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

七 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

八 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

九 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

十 本基準は、大学設置の目的、趣旨、及びその組織、施設、設備、及びその運営に関する事項を規定し、これに基づいて設置される大学の運営に適用される。

六、学生の入学に関する基準に依る

入学資格は学校教育法及び同法施行細則に定められ、これに依る。但し、入学試験を行ふ大学における卒業生、或は就学の見込みのあるものを選抜することがある。入学試験の科目は各大学においてこれを決定するが、学料試験の科目は特別の協定を結ぶ高等学校の課程の範囲内を原則として、小口以下は、

一、標準科目及びその単位数決定は左の基準に依る

大学又は学部で十五科目、理系の大が又、学部で十二科目、語義は、

社会科学関係 政治学、経済学、社会学、統計学、

人文科学関係 史学、哲学、心理学、教育学、文学、人文地理、外国語

自然科学関係 数学、物理学、化学、地質学、生物学、天文学、

工学関係 工学、機械学、電機学、

農学関係 農学、林学、獣医学、

医学関係 医学、歯学、

二、科目別標準科目を終了し、標準科目以外に、

三、標準科目以外の標準科目は、

四、標準科目以外の標準科目は、

五、標準科目以外の標準科目は、

六、標準科目以外の標準科目は、

七、標準科目以外の標準科目は、

八、標準科目以外の標準科目は、

九、標準科目以外の標準科目は、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目は、大単位以上のもので、

科目等大学位以上のものを選取科目とする。但し専攻科目中特殊専門科目はこれを選

八、専攻科目の種類に關する事項は別にこれを定める。

九、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

一、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

三、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

四、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

五、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

六、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

七、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

八、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

九、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十一、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十二、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十三、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十四、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十五、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十六、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十七、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十八、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

十九、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二十、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二十一、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二十二、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二十三、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二十四、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二十五、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

二十六、専攻科目の修得に關する最低要求は左の基準によつて定める。

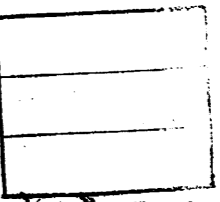
一 図書館は、学生の本國書籍の蔵入を以て、其の蔵書は、其の蔵書に十分の学生自費を以て
 設け、相当数の座席を設ける。
 二 教養上研究上必要の機械器具は、最低必要量を備ふべきこと、は勿論、特に
 本学部の種類に應じ、内外の専門圖書相学部、教を備ふべき学部の種類に
 よるは、適當の標本を具する。
 三 医学部下は、附屬病院を具する。
 四 農学部は、附屬研究室、附屬研究所、附屬醫院、農場、演習林等、に付
 規模に應じ、必要の設備を有する。
 五 大学の資産法に維持管理の方法は、次の基準に依る。
 一 大学の組織規程に相應する、校地、校舍、諸施設、設備、其の不動産の
 外、適當の資産を具する。
 二 学生の修業を保證するに足る、財政的基礎を確立する。是が、必要である。
 三 このために、学生に徴収する授業料、及び前記資産を以て、生ずる果実の
 外、等に應じ、補助金を徴収する。是は、適當の機関を具する。
 四 大学では、年次決算を公表するものとする。

一 大都市には、専門学校等が、昇格する場合も、陳述原則として、大学の施設を
 認めない。
 二 校舍設備は、当分原則として、現有施設を所有しているか、確実の利用し得る
 見込みのある場合についてのみ、協議される。
 三 大都市の他、大学所在地の遠く、に於て、生ずる差異、大学の傳統、特色を生かす
 こと、を以て、必要の設備を具する。

四 大学院、三層を考案し、別に記すこと

第一 趣旨

一、大學は教育の發達機関として又文化の研究機関として重要な使命をもつてゐるのに鑑み大學の設置は國家の發達に對する責任が十分發揮出来るよう一定の基準を設けこれに基いて設置され充實されることが大切である。



其の設置に關するは其の大學が高等學府の機關として表示してゐる全形態を基礎としてこれを行はなければならぬ

二、この基準は大學の設置の基準を示すものであつて新しく設置される大學は勿論現に存在する大學にもこれを適用してその適用を被した内容の充實を圖るべく使用される。

三、大學を判断し測定するには各大學が掲げてゐる目的或は是をうとする使命に即してなされた行はなされなければならない。

四、この基準は學校教育法及び其施行規則に決められてゐる事項は省略してゐる。

第二 基準

一、大學はその設置の目的、使命を明示しなければならない。

二、大學における學部の設置は互の基準に依る。

三、大學の學部の種類は法学、文学、経済学、商学、医学、工学、農学、その他学部として適當な規模内容があるものと認められたものとする。その實質及び規模が一学部を構成するのに適當なときは必要に應じこれを分合して一学部とすることが出来る。

春山

四、各学部は専攻により學科に分けることが出来る。學科の種類は別にこれを定める。

五、大學はその目的使命を達成するために必要にして十分な講座を設けなければならない講座における教員組織は次の基準に依る。

一、講座は専任の教授が擔任することを原則とする。講座を擔任すべき適當な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教授講師がそれを擔任又は分擔することが出来る。助教授講師が講座を擔任又は分擔する場合には教授會の承認を経なければならぬ。

二、兼任教授、助教授講師が擔任又は分擔する講座の總数は全講座数の半數を越えることは出来ない。各講座には助教授及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教授助手を置くことが出来る。

三、講座を擔任しない教授及び講座に屬してゐない助教授助手を置くことが出来る。

四、講座外又は特別の講義は助教授講師で差支えない。

五、教授の任免は各等についてはその基準に依る。

六、教授は擔當する専門學府の進歩並にその教育に對して責任を負ふ。

七、大學總長又は大學長の教授及び助教授の任免に關しては教授會に諮りその賛同を得ることを必要とする。

八、資格審査は人格、學識、志趣、健康、年齢、學府並に學府における活動等に就いて行なわれなければならない。

九、教授、助教授、助手には研究に對する必要を充實と時間が増えられなければならない。

教授、助教、助手にはその精力と時間を他の職業に割くことなく自らその家族を支えるために適當な俸給が與えられなければならない。

五、學生定員は普通教、教授能力、授業並に實驗設備衛生施設等を考慮して最適の定員を決定しなければならぬ。

その決定には教授會の議は尊重されなければならない。

六、學生の入学に關しては左の基準に依る、

入学資格は學校教育法及び同法施行規則に定められたところに依る、但し入学試験を行い大學に於ける學業を成就する見込のあるものを選考することが出来る。

入学試験の科目は各大學においてこれを決定するが學科試験の科目は特別の場合を除き高等學校の課程の範圍内で選ばなければならない。

七、授業科目及びその單位數決定は左の基準に依る。

八、大學は左に掲げる一般教養科目中各系列に亘つて夫々三科目以上全体として文科系の大學又は學部では十五科目理科系の大學又は學部では十二科目の講義は必ず準備しなければならない。

- 社會科學關係 法學、政治學、經濟學、社會學、統計學、家族學
 - 人文科學關係 歴史、哲學、心理學、教育學、文學、人文地理、外國語
 - 自然科學關係 數學、物理學、化學、地質學、生物學、天文学、人類學
- 但し、~~その中の三科目以上を準備しなければならない~~ 一般教養科目中に加えることができる
- 九、専門科目については別に定めるところに依る

三、科目に對する課程を終了した學生には單位を與えるものとする、各科目に對する單位數は次の基準によつて計算する。

イ、講義に對しては一時間の講義に對し教室外における二時間の準備又は學習を必要とすることを考慮し毎週一時間十五週の講義を一單位とする。

ロ、數學演習の如き演習は二時間の演習に對し一時間の準備を必要とすることを考慮し毎週二時間十五週の演習を一單位とする。

ハ、化學實驗機械、實驗農場演習、工作實習機械機關の如き實驗室又は實習場における授業に對しては學習は凡て實驗室又は實習場において行われるものであることを考慮し毎週三時間十五週の演習又は實習を一單位とする。

八、學士号の種類に關する事項は別にこれを定める。

九、學士号に對する最低要求は左の基準によるものとする。

イ、學士号を與ふる資格の最低要求は七の3に定めた定議に従つて決定された單位一二〇を四ヶ年以上（夜間授業を行う學部の場合を除く）に獲得することとする、卒業論文又は卒業計畫の單位は右一二〇單位中にこれを含ませる、但しその單位を如何に定めるかは各大學の自由とする。

及、文科系の大學又は學部の學生は一般教養科目中外國語一科目を含め基準七の4に示す三つの系列に亘つて夫々二科目以上合計十科目以上、専門科目については十五科目以上を履修し一般教養科目については四十單位以上専門科目については八十單位以上を取得しなければならない。

3、理科系の大学又は学部の学生は基準七のAを示す三つの系列に亘つて夫々二科目以上合計九科目を履修し一般教育科目については三十六単位以上専門科目については八十四単位以上を取得しなければならぬ但し一般教育科目中には外国語二科目を必ず含んでいなければならぬ。

10、大学の学部等別の組織学生数等についての組織規模に應じ次に掲げるようた施設及び設備をもつことを基準とする。

1、校地は文教に相照しい環境をもち校舎敷地の外に適當な空地を有し学生が授業時間外において休息運動などのできるようになるべく配慮をよむとする。

2、校舎諸設備は大学の組織規模に應じ教壇上研究上及び保護上の必要を考慮し少くとも次に掲ぐるものを具え且つそれ等の施設は常に改善されなければならぬ。

イ、講義室、実験室、演習室、実習室、図書室、講堂、体育館、寄宿舎、音楽室

ロ、重要な資料に對しては天々別に研究所に附直することができる。

ハ、図書館には学生の圖書閲覧のために採光採氣十分な学生圖書室を設け相當数の座席を設ける。

ニ、教授上研究上必要な機械器具は最低必要量を備へることは勿論特に斬新なものを具へるようになる。

ホ、学部の組織に應じ内外の専門圖書相當数を備へ学部の種類によつては適當な標本を具へる。

ヘ、醫學部では附屬病院を具へる。

ト、其の他音楽、体育館、寄宿舎、研究所、附屬醫院、農場演習林等には規模に應じ必要な設備をする。

二、大学の資産に維持經營の方法は次の基準に依る。

1、大学はその組織規模に相應する校地校舎諸施設設備等の不動産の外適當額の資産を具へる。

2、学生の修業を保護するに足る財政的基礎を確立することが必要である。この爲に學生から徴収する授業料及び前項資産より生ずる米實の外必要に應じ適當な収入を得べき適當な機關を具へる。

3、大学では年次決算を公表するものとする。

備考
一、大都市には専門学校等が昇格する場合を除き原則として大学の新設を認めない。

二、校舎設備は當分原則として現有施設を所有してゐるか確實に利用し得る見込ある場合についてのみ認められる。

三、大都市の他大学所在地の渾いに依つて生れる差異大学傳統特色を生かすことの工夫も考慮されなければならぬ。

四、大学院に關する基準は別に之を定める。

